

柏原林道改良工事に従事する労働者の放射線障害防止措置にかかる特記仕様書

第1条 適用

本事業の仕様書は、関東森林管理局柏原林道改良工事特記仕様書（以下「作業仕様書」という。）によるものとするが、放射線障害防止の観点から本特記仕様書を定めており、作業仕様書に優先する。

第2条 目的

本特記仕様書は、除染特別地域で行われる特定線量下業務及び特定汚染土壌等取扱業務について、放射線障害防止の観点から受注者の作業安全基準及び適正な被ばく線量管理について定めたものである。

第3条 作業の履行

本事業の実施にあたっては、本特記仕様書及び作業仕様書のほか、福島県の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正等について（通知）（平成26年1月20日付け25企技第1342号）」（以下「通知文」という。）及び「放射線障害防止措置等安全管理に関する留意事項」（別紙1）を遵守して作業にあたること。

なお、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について（平成25年12月26日付け基発1226号第19号）」については、厚生労働省 HP 等により最新版を確認すること。

【福島県 HP】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/housyasensyougai-bousi.html>

【厚生労働省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>

第4条 施工計画書への記載

通知文に基づく作業安全基準の現場での適用及び除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の適用については、作業計画書に記載し、監督職員に提出すること。なお、本事業の作業計画の作成にあたっては、同一路線内での作業期間が2週間を越えないように事業区画を分割すること。

第5条 被ばく線量管理

作業時間内の労働者の被ばく線量を1日ごとに様式1により記録するとともに適切に管理すること。また、日々の被ばく線量を1日ごと、累積被ばく線量を1ヶ月ごとに労働者に通知すること。併せて、作業期間中の現地の空間線量率について様式2により記録し、提示できるようにすること。

第6条 放射線量の測定結果の明示

作業着手前に、発注者が提供する事前調査の結果（別紙2）について、調査が終了した年月日、調査方法及びその結果の概要を本事業に従事する全て労働者に書面の交付等により明示すること。なお、事業場所の空間線量率等の最大値、最小値等は下記に示すとおりである。

① 空間線量率 ※1

最大値：1.27 μ Sv/h

最小値：0.70 μ Sv/h

※調査地点及び結果の詳細は別紙2のとおり。

② 土壌の放射性物質濃度 ※1

最大値：21,814 Bq/kg

最小値：3,173 Bq/kg

※調査地点及び結果の詳細は別紙2のとおり。

③（参考）作業時間当たりの被ばく線量 ※2

■平均的な被ばく線量（柏原林道における滞在時間ごとの被ばく線量（ μ Sv））

※ 当該林小班において作業を行った場合の被ばく線量の頻度分布を算出した結果から中央値（例えば20名が作業をした場合にうち10名が受ける可能性がある平均的な被ばく量）を表示

林道名	1時間	3時間	5時間	7時間
柏原林道	0.59	1.78	2.96	4.15

※最も被ばく線量が高くなると考えられる人力作業による場合の値

■最も多い被ばく線量（柏原林道における滞在時間ごとの被ばく線量（ μ Sv））

※ 当該林小班において作業を行った場合の被ばく線量の頻度分布

を算出した結果から上位 5 % の値（例えば 20 名が作業をした場合にうち 1 名が受ける可能性がある最大被ばく量）を表示

林道名	1 時間	3 時間	5 時間	7 時間
柏原林道	0.84	2.51	4.19	5.86

※最も被ばく線量が高くなると考えられる人力作業による場合の値

【Sv（シーベルト）について】

- 放射線が人体に及ぼす影響を含めた線量。
- 1 シーベルト (Sv) = 1000 ミリシーベルト (mSv) = 100 万マイクロシーベルト (μ Sv)
- 年間追加被ばく量の目安である 20mSv/年は 20,000 μ Sv/年

※ 1 関東森林管理局が実施した「令和 7 年度旧避難指示区域等内国有林における土壤中の放射性物質濃度等調査事業」の結果による。

※ 2 「令和 7 年度旧避難指示区域等内国有林における土壤中の放射性物質濃度等調査事業」の結果に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）が算定した推計値。

第 7 条 装備

通知文により、該当する汚染状況や作業内容に応じて適切な装備で作業すること。放射線防護資材については、作業計画書に必要な数量等を明記するものとし、変更の対象とし安全費に計上すること。

第 8 条 放射線管理者

受注者は放射線管理者を選任し、本事業に従事する全ての労働者の被ばく管理を含めた一元管理を実施させること。

なお、放射線管理者は下記の放射線関係の国家資格保持者、又は専門教育機関等による放射線管理に関する講習等の受講者から選任することが望ましい。

- ① 第 1 種放射線取扱主任者又は第 2 種放射線取扱主任者
- ② 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護コース（旧：放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧 R 1 ・放射線初級コース、旧 R 1 ・放射線上級コース
- ③ 独立行政法人放射線医学総合研究所が行った放射線防護課程、放射線・影響応用課程、放射線・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程

- ④ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース
- ⑤ 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線・計測講座
- ⑥ 原子力企業協会が行う放射線管理員養成講習

第9条 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度関係

- (1) 受注者は本事業に従事する全ての労働者が除染電離則第2条第7項に定める「土砂の除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」、第8項で定める「特定線量下業務」に係る事業に従事する場合、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度（別紙3）へ参加すること。
- (2) 除染特別地域内における除染業務等については、被ばく線量登録管理制度において定める「放射線管理手帳の運用」、「線量登録及び経歴照会等の運用」、「線量記録及び健康診断結果の引き渡し」の項目について参加すること。
- (3) 除染登録管理制度への参加の手続きにかかる詳細について不明な点等がある場合は、（公財）放射線影響協会へ問い合わせること。

第10条 放射線障害防止措置に係る項目

本事業においては、下記の項目について共通仮設費の安全費に積上計上している。これによりがたい場合は、協議のうえ必要項目及び数量を決定すること。なお、健康診断費及び除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の登録料に要する費用については、当初は計上していない。健康診断費においては、領収書など実施状況の分かる資料を、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の登録料においては、作業員の被ばく線量等管理記録簿及び（公財）放射線影響協会内放射線従事者中央登録センターの領収書の写し、放射線管理手帳など登録人数を証明できる資料をそれぞれ発注者へ提出の上、必要額を変更設計で計上する。

・ 使い捨て式防塵マスク	N=84 枚
・ 手袋（インナー用、ニトリル手袋）	N=84 双
・ 手袋（アウター用、ゴム手袋）	N=84 双
・ ゴーグル	N=84 個
・ 空間線量測定費	N=94 日

- ・ 外部被ばく線量測定費
- ・ 汚染検査

N=17 日

N=66 日

第 11 条 その他

汚染検査に必要な機器については、以下を貸与するものとする。

【貸与する GM サーベイメータの情報】

型式 : TGS-146B (本体)、GP-1029 (検出器)
製造者 : アロカ株式会社
数量 : 1 台

様式 1

作業員の被ばく線量等管理簿（案）

1 従事する作業員

氏 名		性別	男 ・ 女	生年月日		入場時の累積被ばく線量	μSv
-----	--	----	-------	------	--	-------------	----------------

2 作業内容及び被ばく線量等

番号	現場責任者 氏名	作業従事 年月日	主な作業内容	作業従事場所		作業従事時間 (昼休み込)	日当り 実効線量	累計の 実効線量	作業終了後 の健康状態 (自覚症状)	本人 確認 サイン	放射線測定器種類 及び形式
1				帰・居・避			μSv	μSv			
2				帰・居・避			μSv	μSv			
3				帰・居・避			μSv	μSv			
4				帰・居・避			μSv	μSv			
5				帰・居・避			μSv	μSv			
6				帰・居・避			μSv	μSv			
7				帰・居・避			μSv	μSv			
8				帰・居・避			μSv	μSv			
9				帰・居・避			μSv	μSv			
10				帰・居・避			μSv	μSv			
11				帰・居・避			μSv	μSv			
12				帰・居・避			μSv	μSv			
13				帰・居・避			μSv	μSv			
14				帰・居・避			μSv	μSv			
15				帰・居・避			μSv	μSv			
16				帰・居・避			μSv	μSv			

参考様式 1

記載例

作業員の被ばく線量等管理簿（案）

1 従事する作業員

氏 名	〇〇 〇〇	性別	男・女	生年月日	S〇.〇.〇	入場時の累積被ばく線量	〇〇 μ Sv
-----	-------	----	-----	------	--------	-------------	-------------

2 作業内容及び被ばく線量等

番号	現場責任者 氏名	作業従事 年月日	主な作業内容	作業従事場所		作業従事時間 (昼休み込)	日当り 実効線量	累計の 実効線量	作業終了後 の健康状態 (自覚症状)	本人 確認 サイン	放射線測定器種類 及び形式
(例)	〇〇△△	H23.9.1	人土工	帰・居・避	〇〇町大字△△地内	8 時間	36.5 μ Sv	36.5 μ Sv	異常なし	××	IPX—×
1				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
2				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
3				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
4				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
5				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
6				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
7				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
8				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
9				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
10				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
11				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
12				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
13				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
14				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
15				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			
16				帰・居・避			μ Sv	μ Sv			

様式 2

現場の空間線量管理簿（案）

1 工事現場概要

発注機関	工事番号	工事名	工事場所	受託者	現場責任者

2 作業内容及び被ばく線量等

延べ日数	年月日	作業員数	作業時間	日当たり 空間線量	累計の 空間線量	延べ日数	年月日	作業員数	作業時間	日当たり 空間線量	累計の 空間線量
1				μSv	μSv	17				μSv	μSv
2				μSv	μSv	18				μSv	μSv
3				μSv	μSv	19				μSv	μSv
4				μSv	μSv	20				μSv	μSv
5				μSv	μSv	21				μSv	μSv
6				μSv	μSv	22				μSv	μSv
7				μSv	μSv	23				μSv	μSv
8				μSv	μSv	24				μSv	μSv
9				μSv	μSv	25				μSv	μSv
10				μSv	μSv	26				μSv	μSv
11				μSv	μSv	27				μSv	μSv
12				μSv	μSv	28				μSv	μSv
13				μSv	μSv	29				μSv	μSv
14				μSv	μSv	30				μSv	μSv
15				μSv	μSv	31				μSv	μSv
16				μSv	μSv						

○1月当り（30日毎）の現場での累積空間線量 計 μSv

○当該工事での現場での累積空間線量 計 μSv

放射線障害防止措置等安全管理に関する留意事項

○ 放射線障害防止措置等安全管理に関する留意点

事業者及び作業者は「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（以下「除染電離規則」という。）に基づいて作業しなければならない。

その際、作業内容が特定汚染土壌等取扱業務か特定線量下業務のいずれに該当するか判断し、それぞれに必要な措置を講じる必要がある。以下に特定汚染土壌等取扱業務と特定線量下業務における留意事項を示す。

【特定汚染土壌等取扱業務】

土壌等サンプリングなどセシウム 134 及びセシウム 137 の放射性物質濃度の値が 1 万 Bq/kg を超えるおそれがある物を取扱う業務

【特定線量下業務】

空間線量率測定など平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超えるおそれがある場所で行う特定汚染土壌等取扱業務以外の業務

なお、放射線障害の防止に関する法令の中で実効線量の線量限度に関して、「定められた 5 年間の平均が 20mSv いかなる 1 年も 50mSv を超えないようにする」（放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料令和 5 年度版より引用）とあることから、20mSv/年を超えないように作業者ごとに被ばく線量を管理する必要がある。

特定汚染土壌等取扱業務と特定線量下業務における留意事項

管理項目	特定汚染土壌等取扱業務	特定線量下業務
特別教育の受講	除染等業務特別教育	特定線量下業務特別教育
健康診断の受診	受診内容：一般健康診断及び除染電離健康診断 受診期間：雇入れ時又は当該業務に配置換えの際及びその後 6 月以内ごとに 1 回	受診内容：一般健康診断 受診期間：雇入れ時及びその後 1 年以内ごとに 1 回

被ばく管理	平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所において労働者を従事させることが見込まれる場合、個人線量計による外部被ばく線量測定 ※(及び測定記録の放射線影響協会への引渡し)	個人線量計による外部被ばく線量測定 ※(及び測定記録の放射線影響協会への引渡し)
放射線保護具(高濃度粉じん作業に非該当の場合)	長袖の衣服、ゴム手袋、ゴム長靴 防じんマスク(捕集効率 80%以上)	無し (推奨: 長袖の衣服、サージカルマスク、綿手袋)
汚染検査	基準値: 13,000cpm 以下 (GM 管カウント値) 実施時期: 帰還困難区域 から出る際又は帰還困難区域内で飲食を行う際	無し (推奨: 手足の汚染検査 13,000cpm 以下)
内部被ばく検査	突発的に高い濃度の粉じんにばく露された場合に実施 (推奨: 3 月以内ごとに一度の内部被ばく測定)	無し

※ 帰還困難区域内の様々な場所へ移動する場合は、個人線量計による外部被ばく線量測定を実施することを推奨

■ 柏原林道 空間線量率等測定結果

調査地点番号	位置情報		測定条件							空間線量率 (μ Sv/h)	土壌調査					
											山側		中心		谷側	
	緯度	経度	測定年月日	測定時刻	天気	気温 (°C)	湿度 (%)	風速 (m)	土壌水分量 (%)		測定結果 (μ Sv/h)	推定放射能濃度 (Bq/kg-wet)	測定結果 (μ Sv/h)	推定放射能濃度 (Bq/kg-wet)	測定結果 (μ Sv/h)	推定放射能濃度 (Bq/kg-wet)
舗装終点	37° 31′ 42.78″	140° 47′ 54.05″	2025/8/18	10:21:03	晴れ	27.6	64	1.3	7.4	0.7	0.20	10,977	0.16	6,617	0.16	7,036
分岐	37° 31′ 40″	140° 47′ 47.87″	2025/8/18	11:22:38	晴れ	27	54	0	20.6	1.27	0.19	10,011	0.09	4,065	0.51	21,814
分岐-200	37° 31′ 36.85″	140° 47′ 41.21″	2025/8/18	13:41:09	曇り	27.3	73	0	22.3	1.15	0.08	5,479	0.08	3,872	0.07	3,173
分岐-400	37° 31′ 35.05″	140° 47′ 33.69″	2025/8/18	14:50:21	曇り	26	80	0	28.3	1.04	0.21	9,850	0.06	2,817	0.21	10,386
終点	37° 31′ 36.68″	140° 47′ 29.49″	2025/8/18	15:37:13	曇り	24.8	87	0	18.4	1.15						

柏原林道における土壌等調査箇所位置図



除染等事業を行う事業者の皆様へ

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」について

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」(以下「除染登録管理制度」という。)は、除染等事業に携わる従事者の被ばく線量などの情報を、公益財団法人放射線影響協会 放射線従事者中央登録センターで一元的に管理することにより、各除染等事業者が従事者一人ひとりの被ばく線量を容易に把握することを可能とするとともに、被ばく記録等を散逸することなく長期間保管する目的で設立された民間の登録管理制度です。

この制度では、除染従事者の放射線管理を確実にするため、登録管理制度参加事業者が登録情報を共同利用しています。

国や地方自治体その他の公共法人が除染特別地域等で行う除染等業務、特定線量下業務又は事故由来廃棄物等処分業務を行う元請事業者は、本制度への参加が求められています。

1 除染登録管理制度の目的及び対象

① 制度の目的

- 1) 関係する元請事業者が、放射線管理手帳制度と相まって、労働者の過去の被ばく線量を必要な時に確認できる制度を構築すること
- 2) 数十年後に健康障害が発生した場合に、過去の被ばく線量の累計、所属事業者等を把握できる制度を構築すること
- 3) 既存の「原子力登録管理制度」及び「放射線管理手帳制度」との連携を図りつつ制度を構築すること

② 制度の対象範囲

除染登録管理制度は下記の業務（事業）を行う元請事業者を対象としています。

除染等事業	適用規則	
除染等業務：土壌の除染等の業務、 廃棄物収集等業務、特 定汚染土壌等取扱業務	除染電離則	第2条第7項
特定線量下業務		第2条第8項
事故由来廃棄物等の処分の業務に関 する事業	電 離 則	第2条第3項

除染登録管理制度においては、表中の業務（事業）を総称して「除染等事業」と言い、除染等事業に従事する作業者を総称して「除染等業務従事者等」と言います。

③ 制度の参加区分

除染登録管理制度は下記の区分に応じて参加項目が異なります。

除染等事業の区分		登録管理制度の参加項目
除染特別地域内	除染等業務 特定線量下業務	①放射線管理手帳の取得・運用 ②定期線量登録（3ヶ月ごと） ③経歴照会（登録情報の共同利用） ④法定被ばく線量記録及び除染電離健康 診断記録※の引渡し（離職時**） （注1）
事故由来廃棄物等の処分の業務に 関する事業		
汚染状況重点調査 地域等除染特別地 域以外の区域	除染等業務	・ 法定被ばく線量記録及び除染電離健康 診断記録の引渡し（離職時**） （注2）

注1：定期線量登録及び記録引渡を行う元請事業者

注2：記録引渡のみを行う元請事業者

※：特定線量下業務は除染電離健康診断が不要のため記録なし、事故
由来廃棄物等の処分業務を行う場合は電離放射線健康診断記録

※※：便宜的に登録工事の終了時にまとめてお引渡し頂きます。

④ 制度の発足及び登録等の開始

- ★平成 25 年 11 月 15 日：制度の発足日
- ★平成 25 年 12 月 26 日：国（環境省）が発注する除染等事業に対する制度の運用開始
- ★平成 26 年 4 月 1 日：地方自治体又は環境省以外の国の機関が発注する除染等事業に対する制度の運用開始
- ★平成 27 年 3 月 2 日：除染登録管理システムの本格運用開始

2 放射線管理手帳の運用

① 放射線管理手帳の取得

- 1) 放射線管理手帳を使用する事業
 - 除染等事業（除染特別地域内に限る）
 - 事故由来廃棄物の処分等の業務に関する事業（地域を問わない）
- 2) 放射線管理手帳の発行申請を行う事業者
 - 元請事業者

ただし、放射線管理業務を独自で実施できる事業者（**特定関係請負人**）、又は原子力施設等の作業で手帳の発行申請の経験がある事業者は、それぞれ発行申請を行うことができます。
- 3) 放射線管理手帳の発行は、「放射線管理手帳発行等申請書」を用いて「放射線管理手帳発効機関」に申請して下さい。

② 放射線管理手帳の管理、記入

- 1) 元請事業者又は特定関係請負人が行う事項
 - 元請事業者及びその関係請負人の作業者の手帳の保管管理
 - 元請事業者の作業者及び関係請負人への被ばく線量の通知及び手帳への記入
 - 除染電離健康診断若しくは電離健康診断の実施状況の把握、その結果の放射線管理手帳への記入状況の確認
 - 元請事業者及びその関係請負人の作業者に対する特別教育の実施及び放射線管理手帳への記入、又は受講済みであることの確認

◎元請事業者又は関係請負人の作業者が除染等事業の事業場から退所（離職）する場合は、従事期間中の被ばく線量を漏れなく記入し、遅滞なく（関係請負人を通じて）本人へ返却して下さい。

2) 関係請負人（雇用事業者）が行う事項

- 元請事業者等から通知された被ばく線量の作業者への通知
- 新たに除染等事業（特定線量下業務を除く）に従事させる作業者の除染電離／電離健康診断の受診、及びその記録の写しの元請事業者への提出（継続して従事する期間が6か月を超えるときは、6か月ごとの受診が必要）
- 元請事業者等から放射線管理手帳が返却されたときは記載内容を確認し、漏れがあるときは追加して記入

◎作業者が離職するときは、放射線管理手帳に必要事項を記入して、遅滞なく本人へ返却して下さい。
放射線管理手帳は本人のものですから必ず返却して下さい。
その際、受領書を提出させる等の運用が望ましいでしょう。

3) 作業者本人が行う事項

- 離職時には、所属会社から放射線管理手帳を必ず受け取り、従事者の指定・解除、従事期間中の被ばく線量、除染電離／電離健康診断の結果、特別教育の受講等が記入されていることなどを確認
- 新たな雇用先で、原子力施設又は除染等事業の事業場で放射線作業に従事する場合は、放射線管理手帳を提出



（株）通商産業研究社発行

3 除染登録管理制度における登録及び記録引渡し

登録の名称	内 容
事業場登録	元請事業者は、除染等事業のために設置した事業場の名称、連絡先、責任者名等の基本的な情報、及びその事業場が管轄する工事の件名、発注者、施工場所等の情報を、所定の手続き※ ¹ により中央登録センターへ提供して頂きます。 中央登録センターは、提供された情報を除染登録管理システム※ ² へ登録します。
定期線量登録	元請事業者は、四半期ごとに、登録された工事に従事した者の個人識別情報（氏名、中央登録番号等）、作業開始・終了年月日及び被ばく線量を、報告対象四半期の終了後3か月を目途に除染登録管理システム※ ² へ登録します。
記録引渡し※ ³	元請事業者は、登録工事の終了後、 原則として3か月以内 に、法令に基づく「被ばく線量記録」及び「除染電離健康診断記録」又は「電離健康診断記録」を中央登録センターに引き渡して頂きます※ ⁴ 。中央登録センターは、引き渡された記録を電子化して長期間保管します。
経歴照会	元請事業者は、除染等業務従事者等に関して中央登録センターに登録された個人識別情報、工事ごとの被ばく線量について照会すること（経歴照会）が出来ます。 ※ ¹

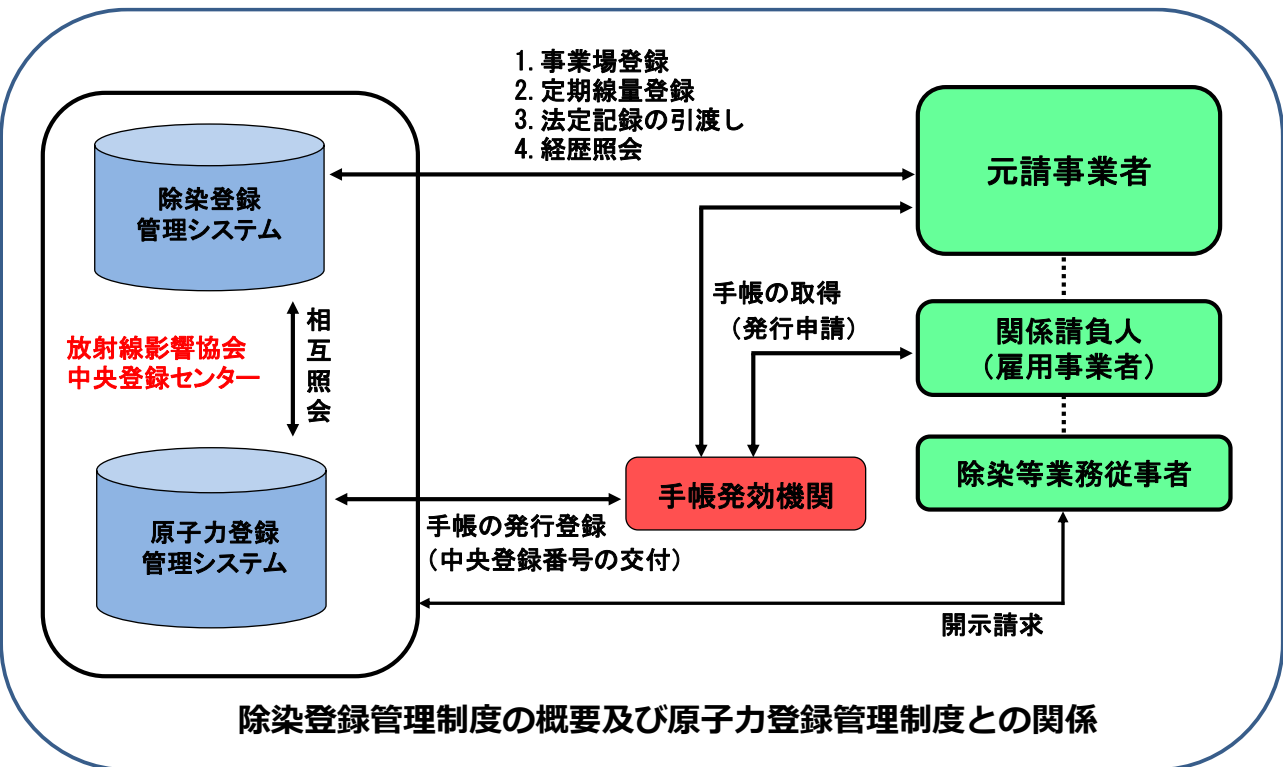
※1：所定の書面によります。ただし、定期線量登録及び記録引渡しを行う元請事業者は事業場に設置する電算機端末から一部の変更（訂正）登録を行うことができます。

※2：除染登録管理システムとは、除染登録管理制度で運用する被ばく線量等を登録管理するための電算機システムをいいます。

※3：記録の引渡しは、元請事業者が工事全体を取りまとめて行うこととしているため、法令上の引渡義務者である事業者（雇用主）には、元請事業者を通じて行うことを了解する旨の書面を元請事業者に提出して頂きます。

※4：工期が1年を超える場合は、長期工事登録を選択すると、離職者に関する記録は、工事終了を待たずに年度ごとの引渡しが出来ます。

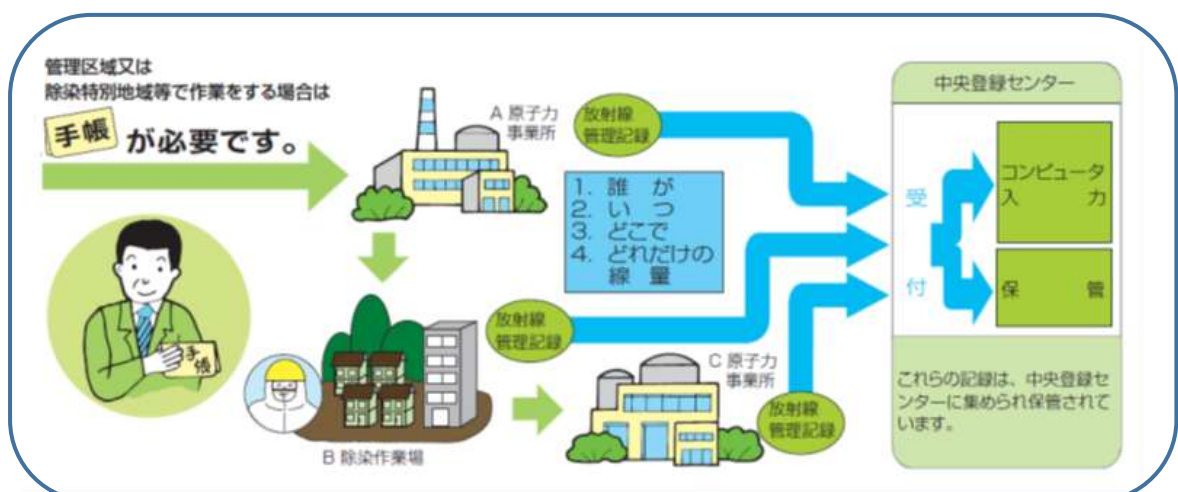
4 除染登録管理制度の概要及び原子力登録管理制度との関係



注1) 除染等事業に携わる作業者の被ばく線量等の情報を除染登録管理制度及び原子力登録管理制度の参加事業者が相互に確認できることとします。

注2) 関係請負人については、自社の労働者に係る記録についてのみ照会が可能となります。

注3) 除染等業務従事者等の本人は、中央登録センターに登録された自分の情報及び引き渡された自分の記録について、放射線影響協会に対し開示請求を行うことができます。



5 制度の運用

① 負担金の支払い

負担金は、毎年度の登録管理制度の収支が均衡するように設定しています。

1) 定期線量登録及び記録引渡を行う元請事業者

定期線量登録と記録の引渡しを行う除染等事業者については、定期線量登録（四半期）の都度、新たに登録した人数に対する負担金（内税）を、**工事ごとの年額***としてお支払い頂きます。（年度の初回登録は全員が対象です。）

平成25年度	： 年額3,000円/人
平成26年度	： 年額4,500円/人
平成27年度	： 年額2,500円/人
平成28年度	： 年額1,500円/人
平成29年度	： 年額2,000円/人
平成30、31年度	： 年額4,000円/人
令和 2、 3年度	： 年額3,000円/人
令和 4年度	： 年額4,000円/人
令和 5年度	： 年額7,000円/人
令和 6年度	： 年額8,000円/人
令和 7年度	： 年額9,000円/人

* 工事が年度を跨ぐ場合は、年度が変わった最初の定期線量登録時にその年度分の負担金（年額）をお支払い頂きます。

2) 記録の引渡しのみを行う元請事業者

工事終了後に、引き渡した被ばく線量記録の人数に対する負担金（内税）を**工事ごと***にお支払い頂きます。

平成26、27年度	： 2,000円/人
平成28年度	： 1,200円/人
平成29年度	： 1,500円/人
平成30、31年度	： 3,000円/人
令和 2、 3年度	： 2,000円/人
令和 4年度	： 3,000円/人
令和 5年度	： 5,000円/人
令和 6年度	： 6,000円/人
令和 7年度	： 7,000円/人

* 工事ごとの負担金額は、計画工期の終了日を基準とします。

令和8年度以降の負担金については、今後の登録人数の推移等を踏まえ、本制度の全項目に参加する元請事業者によって構成される協議会に諮り、適宜見直しを行います。

注1) 負担金（内税）の支払いに当たっては、放射線影響協会から適格請求書及び対応領収書の発行を行います。

注2) 定期線量登録又は記録の引渡しに係る負担金の支払いから領収書発行までの手続きが工事の完了検査に間に合わない場合は、支払対象となる従事者の個人識

別項目のみを先行登録して頂くことで負担金の請求書、支払後の領収書の発行を行います。この場合、元請事業者は対象従事者の被ばく線量が確定した後、速やかに被ばく線量の登録及び記録の引渡しを行うこととします。

③ 制度発足前に完了した工事の特例

制度発足前に工事が完了した除染等事業に係る定期線量登録又は記録の引渡しについては、負担金を徴収いたしません。詳しくは電話又はメールでご相談ください。

② 端末機の利用

本制度の全項目に参加する元請事業者は、事業場に設置した端末機を使って、除染登録管理システムへの工事情報、定期線量等の登録及び登録された従事者の経歴照会ができます。

③ 制度参加者協議会

制度の確実な運用と円滑な推進を図るため、本制度の全項目に参加する元請事業者を対象とした制度参加者協議会を定期的（年2回）に開催しています。ここでは負担金などの制度遂行上の重要な事項について協議を行う他、制度運用に係る意見交換を行います。

④ 国及び地方自治体以外が実施する除染等事業

民間事業者が発注する除染関連事業を請け負う元請事業者、又は除染特別地域内の自社施設を自社員が除染する場合についても、本制度へ参加することができます。（詳細は放射線影響協会ホームページに掲載しています。）

除染登録管理制度については、「**除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度**」に関するQ&A（放射線影響協会のホームページに掲載）も併せてご参考下さい。

問い合わせ先

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号 丸石第2ビル5階

公益財団法人 放射線影響協会

放射線従事者中央登録センター



電話番号：03-5295-1558

FAX番号：03-3254-8744

e-mail：jyosen@rea.or.jp

ホームページ <https://www.rea.or.jp/>

作成：平成26年3月20日（25登総第182号）

12次改訂：令和7年3月10日（2024登総第610号）